

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由
7	<p style="text-align: center;">土木工事監督技術基準</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この技術基準は、土木・建築工事監督要綱第6条に基づいて、新潟県土木部が発注する請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。</p> <p>(2)「監督員」…………… 総括監督員及び主任監督員を総称していう。</p> <p>(3)「監督の方法」…………… 監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、把握)を総称していう。</p> <p>①指 示…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>②承 諾…………… 契約図書で明示した事項について、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。</p> <p>③協 議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。</p> <p>④通 知…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。</p> <p>⑤受 理…………… 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>⑥確 認…………… 契約図書に示された事項について、監督等が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>⑦把 握…………… 監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。</p> <p>⑧立会…………… 契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p style="text-align: center;">(P8:空白ページ)</p>	<p style="text-align: center;">土木工事監督技術基準</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この技術基準は、土木・建築工事監督要綱第6条に基づいて、新潟県土木部が発注する請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。</p> <p>(2)「監督員」…………… 総括監督員及び主任監督員を総称していう。</p> <p>(3)「監督の方法」…………… 監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、把握)を総称していう。</p> <p>①指 示…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>②承 諾…………… 契約図書で明示した事項について、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。</p> <p>③協 議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。</p> <p>④通 知…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。</p> <p>⑤受 理…………… 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>⑥確 認…………… 契約図書に示された事項について、監督等が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>⑦把 握…………… 監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。</p> <p>⑧立 会…………… 契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p style="text-align: center;">(P8:空白ページ)</p>	<p>【変更箇所】</p> <p>(3)「監督の方法」 表記修正(送り仮名)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p> <p>【変更箇所】</p> <p>(3) 立会 表記修正(送り仮名)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																																				
9	<p>(監督の実施) 第3条 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。 なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。 約款・・・・・・・・建設工事請負基準約款 標仕・・・・・・・・土木工事標準仕様書 適正化法・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 適正化指針・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 55%;">業 務 内 容</th> <th style="width: 30%;">関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 契約の履行の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 契約図書の内容の把握</td> <td>請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-3</td> </tr> <tr> <td>(2) 施工計画書の受理</td> <td>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-1により省略の可否について判断する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-5</td> </tr> <tr> <td>(3) 施工体制の把握</td> <td>「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。</td> <td>適正化法 第14条 適正化指針 4.(3)</td> </tr> <tr> <td>(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</td> <td>約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)</td> <td>約款第10条(監督員) 標仕第1編 1-1-1-7(様式-3)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	1. 契約の履行の確保			(1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標仕第1編 1-1-1-3	(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-1により省略の可否について判断する。	標仕第1編 1-1-1-5	(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第14条 適正化指針 4.(3)	(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	約款第10条(監督員) 標仕第1編 1-1-1-7(様式-3)	<p>(監督の実施) 第3条 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。 なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。 約款・・・・・・・・建設工事請負基準約款 標仕・・・・・・・・土木工事標準仕様書 適正化法・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 適正化指針・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 55%;">業 務 内 容</th> <th style="width: 30%;">関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 契約の履行の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 契約図書の内容の把握</td> <td>請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-3</td> </tr> <tr> <td>(2) 施工計画書の受理</td> <td>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-1により省略の可否について判断する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-5</td> </tr> <tr> <td>(3) 施工体制の把握</td> <td>「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。</td> <td>適正化法 第15条 適正化指針 第2 5.(5)</td> </tr> <tr> <td>(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</td> <td>約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)</td> <td>約款第10条(監督員) 標仕第1編 1-1-1-7(様式-3)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	1. 契約の履行の確保			(1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標仕第1編 1-1-1-3	(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-1により省略の可否について判断する。	標仕第1編 1-1-1-5	(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 第2 5.(5)	(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	約款第10条(監督員) 標仕第1編 1-1-1-7(様式-3)	<p>【変更箇所】 項目1.(3) ・関連図書及び条項 諸基準類の改定に伴う修正(該当条項の番号を修正) ・適正化法 ・適正化指針</p>
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項																																					
1. 契約の履行の確保																																							
(1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標仕第1編 1-1-1-3																																					
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-1により省略の可否について判断する。	標仕第1編 1-1-1-5																																					
(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第14条 適正化指針 4.(3)																																					
(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	約款第10条(監督員) 標仕第1編 1-1-1-7(様式-3)																																					
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項																																					
1. 契約の履行の確保																																							
(1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標仕第1編 1-1-1-3																																					
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-1により省略の可否について判断する。	標仕第1編 1-1-1-5																																					
(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 第2 5.(5)																																					
(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	約款第10条(監督員) 標仕第1編 1-1-1-7(様式-3)																																					

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																														
10	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="394 520 581 640">(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</td> <td data-bbox="581 520 943 787"> <p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p> </td> <td data-bbox="943 520 1178 640"> <p>約款第19条 (条件変更等) 標仕第1編 1-1-1-3</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 846 581 905">(6) 変更設計図面及び数量等の作成</td> <td data-bbox="581 846 943 905"> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> </td> <td data-bbox="943 846 1178 905"> <p>約款 第19条 標仕第1編 1-1-1-16</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 963 581 1052">(7) 関連工事との調整</td> <td data-bbox="581 963 943 1052"> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> </td> <td data-bbox="943 963 1178 1052"> <p>約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編 1-1-1-13</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 1110 581 1169">(8) 工程把握及び工事促進指示</td> <td data-bbox="581 1110 943 1169"> <p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> </td> <td data-bbox="943 1110 1178 1199"> <p>約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編 1-1-1-30</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 1228 581 1287">(9) 工期変更協議の対象の確認</td> <td data-bbox="581 1228 943 1348"> <p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p> </td> <td data-bbox="943 1228 1178 1541"> <p>標仕第1編 1-1-1-17 約款第16条(支給材料及び貨与品) 約款第18条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等) 約款第19条(条件変更等) 約款第20条(設計図書の変更) 約款第21条(工事の中止) 約款第22条(受注者の請求による工期の延長) 約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)(様式-2) 約款第40条(前払金等の不払いに対する工事中止)</p> </td> </tr> </table>	(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>約款第19条 (条件変更等) 標仕第1編 1-1-1-3</p>	(6) 変更設計図面及び数量等の作成	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>約款 第19条 標仕第1編 1-1-1-16</p>	(7) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編 1-1-1-13</p>	(8) 工程把握及び工事促進指示	<p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編 1-1-1-30</p>	(9) 工期変更協議の対象の確認	<p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-17 約款第16条(支給材料及び貨与品) 約款第18条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等) 約款第19条(条件変更等) 約款第20条(設計図書の変更) 約款第21条(工事の中止) 約款第22条(受注者の請求による工期の延長) 約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)(様式-2) 約款第40条(前払金等の不払いに対する工事中止)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1635 520 1822 640">(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</td> <td data-bbox="1822 520 2184 787"> <p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p> </td> <td data-bbox="2184 520 2418 640"> <p>約款第19条 (条件変更等) 標仕第1編 1-1-1-3</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 846 1822 905">(6) 変更設計図面及び数量等の作成</td> <td data-bbox="1822 846 2184 905"> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> </td> <td data-bbox="2184 846 2418 905"> <p>約款 第19条 標仕第1編 1-1-1-17</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 963 1822 1052">(7) 関連工事との調整</td> <td data-bbox="1822 963 2184 1052"> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> </td> <td data-bbox="2184 963 2418 1052"> <p>約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編 1-1-1-14</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1110 1822 1169">(8) 工程把握及び工事促進指示</td> <td data-bbox="1822 1110 2184 1169"> <p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> </td> <td data-bbox="2184 1110 2418 1199"> <p>約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編 1-1-1-31</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1228 1822 1287">(9) 工期変更協議の対象の確認</td> <td data-bbox="1822 1228 2184 1348"> <p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p> </td> <td data-bbox="2184 1228 2418 1541"> <p>標仕第1編 1-1-1-18 約款第16条(支給材料及び貨与品) 約款第18条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等) 約款第19条(条件変更等) 約款第20条(設計図書の変更) 約款第21条(工事の中止) 約款第22条(受注者の請求による工期の延長) 約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)(様式-2) 約款第40条(前払金等の不払いに対する工事中止)</p> </td> </tr> </table>	(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>約款第19条 (条件変更等) 標仕第1編 1-1-1-3</p>	(6) 変更設計図面及び数量等の作成	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>約款 第19条 標仕第1編 1-1-1-17</p>	(7) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編 1-1-1-14</p>	(8) 工程把握及び工事促進指示	<p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編 1-1-1-31</p>	(9) 工期変更協議の対象の確認	<p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-18 約款第16条(支給材料及び貨与品) 約款第18条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等) 約款第19条(条件変更等) 約款第20条(設計図書の変更) 約款第21条(工事の中止) 約款第22条(受注者の請求による工期の延長) 約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)(様式-2) 約款第40条(前払金等の不払いに対する工事中止)</p>	<p>【変更箇所】</p> <p>項目1.(6)</p> <p>項目1.(7)</p> <p>項目1.(8)</p> <p>項目1.(9)</p> <p>・関連図書及び条項</p> <p>表記修正(番号)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>約款第19条 (条件変更等) 標仕第1編 1-1-1-3</p>																															
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>約款 第19条 標仕第1編 1-1-1-16</p>																															
(7) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編 1-1-1-13</p>																															
(8) 工程把握及び工事促進指示	<p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編 1-1-1-30</p>																															
(9) 工期変更協議の対象の確認	<p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-17 約款第16条(支給材料及び貨与品) 約款第18条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等) 約款第19条(条件変更等) 約款第20条(設計図書の変更) 約款第21条(工事の中止) 約款第22条(受注者の請求による工期の延長) 約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)(様式-2) 約款第40条(前払金等の不払いに対する工事中止)</p>																															
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>約款第19条 (条件変更等) 標仕第1編 1-1-1-3</p>																															
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>約款 第19条 標仕第1編 1-1-1-17</p>																															
(7) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編 1-1-1-14</p>																															
(8) 工程把握及び工事促進指示	<p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編 1-1-1-31</p>																															
(9) 工期変更協議の対象の確認	<p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-18 約款第16条(支給材料及び貨与品) 約款第18条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等) 約款第19条(条件変更等) 約款第20条(設計図書の変更) 約款第21条(工事の中止) 約款第22条(受注者の請求による工期の延長) 約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)(様式-2) 約款第40条(前払金等の不払いに対する工事中止)</p>																															

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由						
11	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 516 566 1671"> <p>(10) 地域整備部長等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p> </td> <td data-bbox="566 516 934 1671"> <p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、地域整備部長等へ報告する。</p> </td> <td data-bbox="934 516 1166 1671"> <p>約款 第 21 条 (工事の中止) 標仕第1編 1-1-1-17</p> <p>約款 第 22 条 (受注者の請求による工期の延長)</p> <p>約款 第 28 条 (一般的損害)</p> <p>約款 第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第1編 1-1-1-45</p> <p>約款 第 30 条</p> <p>約款 第 29 条 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>約款 第 34 条 (部分使用) 標仕第1編 1-1-1-28</p> </td> </tr> </table>	<p>(10) 地域整備部長等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、地域整備部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第 21 条 (工事の中止) 標仕第1編 1-1-1-17</p> <p>約款 第 22 条 (受注者の請求による工期の延長)</p> <p>約款 第 28 条 (一般的損害)</p> <p>約款 第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第1編 1-1-1-45</p> <p>約款 第 30 条</p> <p>約款 第 29 条 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>約款 第 34 条 (部分使用) 標仕第1編 1-1-1-28</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1629 516 1816 1671"> <p>(10) 地域整備部長等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p> </td> <td data-bbox="1816 516 2184 1671"> <p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、地域整備部長等へ報告する。</p> </td> <td data-bbox="2184 516 2415 1671"> <p>約款 第 21 条 (工事の中止) 標仕第1編 1-1-1-18</p> <p>約款 第 22 条 (受注者の請求による工期の延長)</p> <p>約款 第 28 条 (一般的損害)</p> <p>約款 第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第1編 1-1-1-46</p> <p>約款 第 30 条</p> <p>約款 第 29 条 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>約款 第 34 条 (部分使用) 標仕第1編 1-1-1-29</p> </td> </tr> </table>	<p>(10) 地域整備部長等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、地域整備部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第 21 条 (工事の中止) 標仕第1編 1-1-1-18</p> <p>約款 第 22 条 (受注者の請求による工期の延長)</p> <p>約款 第 28 条 (一般的損害)</p> <p>約款 第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第1編 1-1-1-46</p> <p>約款 第 30 条</p> <p>約款 第 29 条 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>約款 第 34 条 (部分使用) 標仕第1編 1-1-1-29</p>	<p>【変更箇所】</p> <p>項目1.(10)</p> <p>1)</p> <p>3)</p> <p>5)</p> <p>・関連図書及び条項</p> <p>表記修正(番号)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>
<p>(10) 地域整備部長等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、地域整備部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第 21 条 (工事の中止) 標仕第1編 1-1-1-17</p> <p>約款 第 22 条 (受注者の請求による工期の延長)</p> <p>約款 第 28 条 (一般的損害)</p> <p>約款 第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第1編 1-1-1-45</p> <p>約款 第 30 条</p> <p>約款 第 29 条 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>約款 第 34 条 (部分使用) 標仕第1編 1-1-1-28</p>							
<p>(10) 地域整備部長等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、地域整備部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第 21 条 (工事の中止) 標仕第1編 1-1-1-18</p> <p>約款 第 22 条 (受注者の請求による工期の延長)</p> <p>約款 第 28 条 (一般的損害)</p> <p>約款 第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第1編 1-1-1-46</p> <p>約款 第 30 条</p> <p>約款 第 29 条 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>約款 第 34 条 (部分使用) 標仕第1編 1-1-1-29</p>							

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																														
12	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定</td> <td style="width: 55%; padding: 5px;">中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">約款 第 35 条 (前金払) 標仕第1編 1-1-1-26</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</td> <td style="padding: 5px;">部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。</td> <td style="padding: 5px;">約款 第 38 条 (部分払) 標仕第1編 1-1-1-26</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8) 工事関係者に関する措置請求</td> <td style="padding: 5px;">現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、地域整備部長等への措置請求を行う。</td> <td style="padding: 5px;">約款 第 13 条 (工事関係者に関する措置請求)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</td> <td style="padding: 5px;">① 約款第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、地域整備部長等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、地域整備部長等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。</td> <td style="padding: 5px;">約款 第 46 条 (発注者の任意解除権) 約款 第 47 条 (受注者の解除権) 約款 第 48 条 (解除に伴う措置)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等</td> <td style="padding: 5px;">下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握</td> <td style="padding: 5px;">標仕第1編 1-1-1-3</td> </tr> </table>	6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。	約款 第 35 条 (前金払) 標仕第1編 1-1-1-26	7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。	約款 第 38 条 (部分払) 標仕第1編 1-1-1-26	8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、地域整備部長等への措置請求を行う。	約款 第 13 条 (工事関係者に関する措置請求)	9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 約款第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、地域整備部長等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、地域整備部長等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。	約款 第 46 条 (発注者の任意解除権) 約款 第 47 条 (受注者の解除権) 約款 第 48 条 (解除に伴う措置)	2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握	標仕第1編 1-1-1-3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定</td> <td style="width: 55%; padding: 5px;">中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">約款 第 35 条 (前金払) 標仕第1編 1-1-1-27</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</td> <td style="padding: 5px;">部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。</td> <td style="padding: 5px;">約款 第 38 条 (部分払) 標仕第1編 1-1-1-27</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8) 工事関係者に関する措置請求</td> <td style="padding: 5px;">現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、地域整備部長等への措置請求を行う。</td> <td style="padding: 5px;">約款 第 13 条 (工事関係者に関する措置請求)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</td> <td style="padding: 5px;">① 約款第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、地域整備部長等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、地域整備部長等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。</td> <td style="padding: 5px;">約款 第 46 条 (発注者の任意解除権) 約款 第 47 条 (受注者の解除権) 約款 第 48 条 (解除に伴う措置)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等</td> <td style="padding: 5px;">下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握</td> <td style="padding: 5px;">標仕第1編 1-1-1-3</td> </tr> </table>	6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。	約款 第 35 条 (前金払) 標仕第1編 1-1-1-27	7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。	約款 第 38 条 (部分払) 標仕第1編 1-1-1-27	8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、地域整備部長等への措置請求を行う。	約款 第 13 条 (工事関係者に関する措置請求)	9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 約款第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、地域整備部長等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、地域整備部長等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。	約款 第 46 条 (発注者の任意解除権) 約款 第 47 条 (受注者の解除権) 約款 第 48 条 (解除に伴う措置)	2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握	標仕第1編 1-1-1-3	<p>【変更箇所】</p> <p>項目1.(10)</p> <p>6)</p> <p>7)</p> <p>・関連図書及び条項</p> <p>表記修正(番号)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>
6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。	約款 第 35 条 (前金払) 標仕第1編 1-1-1-26																															
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。	約款 第 38 条 (部分払) 標仕第1編 1-1-1-26																															
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、地域整備部長等への措置請求を行う。	約款 第 13 条 (工事関係者に関する措置請求)																															
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 約款第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、地域整備部長等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、地域整備部長等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。	約款 第 46 条 (発注者の任意解除権) 約款 第 47 条 (受注者の解除権) 約款 第 48 条 (解除に伴う措置)																															
2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握	標仕第1編 1-1-1-3																															
6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。	約款 第 35 条 (前金払) 標仕第1編 1-1-1-27																															
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。	約款 第 38 条 (部分払) 標仕第1編 1-1-1-27																															
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、地域整備部長等への措置請求を行う。	約款 第 13 条 (工事関係者に関する措置請求)																															
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 約款第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、地域整備部長等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、地域整備部長等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、地域整備部長等へ報告する。	約款 第 46 条 (発注者の任意解除権) 約款 第 47 条 (受注者の解除権) 約款 第 48 条 (解除に伴う措置)																															
2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握	標仕第1編 1-1-1-3																															

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																																				
13	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="397 506 587 1661"></td> <td data-bbox="587 506 952 1661"> <p>③支給(貸与)品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p> </td> <td data-bbox="952 506 1181 1661"> <p>標仕第1編 1-1-1-18</p> <p>標仕第1編 1-1-1-41</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-9</p> <p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21 (様式-5)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 856 587 947">(2) 指定材料の確認</td> <td data-bbox="587 856 952 947"> <p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p> </td> <td data-bbox="952 856 1181 947"> <p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21 (様式-5)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1066 587 1192">(3) 品質証明</td> <td data-bbox="587 1066 952 1192"> <p>① 品質証明員が工事施工中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p> </td> <td data-bbox="952 1066 1181 1192"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1245 587 1335">(4) 工事施工の立会 (確認も含む)</td> <td data-bbox="587 1245 952 1335"> <p>設計図書において、監督職員の立会いの上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p> </td> <td data-bbox="952 1245 1181 1335"> <p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1388 587 1451">(5) 工事施工状況の 確認(段階確認)</td> <td data-bbox="587 1388 952 1451"> <p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p> </td> <td data-bbox="952 1388 1181 1451"> <p>標仕第1編 1-1-1-22 (様式-6)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1503 587 1566">(6) 工事施工状況の 把握</td> <td data-bbox="587 1503 952 1566"> <p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p> </td> <td data-bbox="952 1503 1181 1566"> <p>(様式-7)</p> </td> </tr> </table>		<p>③支給(貸与)品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-18</p> <p>標仕第1編 1-1-1-41</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-9</p> <p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21 (様式-5)</p>	(2) 指定材料の確認	<p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p>	<p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21 (様式-5)</p>	(3) 品質証明	<p>① 品質証明員が工事施工中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p>		(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	<p>設計図書において、監督職員の立会いの上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21</p>	(5) 工事施工状況の 確認(段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-22 (様式-6)</p>	(6) 工事施工状況の 把握	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>(様式-7)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1641 506 1831 1661"></td> <td data-bbox="1831 506 2196 1661"> <p>③支給(貸与)品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p> </td> <td data-bbox="2196 506 2424 1661"> <p>標仕第1編 1-1-1-19</p> <p>標仕第1編 1-1-1-42</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-9</p> <p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22 (様式-5)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 856 1831 947">(2) 指定材料の確認</td> <td data-bbox="1831 856 2196 947"> <p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p> </td> <td data-bbox="2196 856 2424 947"> <p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22 (様式-5)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 1066 1831 1192">(3) 品質証明</td> <td data-bbox="1831 1066 2196 1192"> <p>① 品質証明員が工事施工中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p> </td> <td data-bbox="2196 1066 2424 1192"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 1245 1831 1335">(4) 工事施工の立会 (確認も含む)</td> <td data-bbox="1831 1245 2196 1335"> <p>設計図書において、監督職員の立会いの上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p> </td> <td data-bbox="2196 1245 2424 1335"> <p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 1388 1831 1451">(5) 工事施工状況の 確認(段階確認)</td> <td data-bbox="1831 1388 2196 1451"> <p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p> </td> <td data-bbox="2196 1388 2424 1451"> <p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-6)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 1503 1831 1566">(6) 工事施工状況の 把握</td> <td data-bbox="1831 1503 2196 1566"> <p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p> </td> <td data-bbox="2196 1503 2424 1566"> <p>(様式-7)</p> </td> </tr> </table>		<p>③支給(貸与)品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-19</p> <p>標仕第1編 1-1-1-42</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-9</p> <p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22 (様式-5)</p>	(2) 指定材料の確認	<p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p>	<p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22 (様式-5)</p>	(3) 品質証明	<p>① 品質証明員が工事施工中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p>		(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	<p>設計図書において、監督職員の立会いの上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22</p>	(5) 工事施工状況の 確認(段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-6)</p>	(6) 工事施工状況の 把握	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>(様式-7)</p>	<p>【変更箇所】</p> <p>項目2.(1)</p> <p>項目2.(2)</p> <p>項目2.(4)</p> <p>項目2.(5)</p> <p>・関連図書及び条項</p> <p>表記修正(番号)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p> <p>【変更箇所】</p> <p>項目2.(1)</p> <p>項目2.(4)</p> <p>表記修正(送り仮名)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p> <p>(ただし、約款に関する表記に修正なし)</p>
	<p>③支給(貸与)品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-18</p> <p>標仕第1編 1-1-1-41</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-9</p> <p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21 (様式-5)</p>																																					
(2) 指定材料の確認	<p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p>	<p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21 (様式-5)</p>																																					
(3) 品質証明	<p>① 品質証明員が工事施工中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p>																																						
(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	<p>設計図書において、監督職員の立会いの上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-21</p>																																					
(5) 工事施工状況の 確認(段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-22 (様式-6)</p>																																					
(6) 工事施工状況の 把握	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>(様式-7)</p>																																					
	<p>③支給(貸与)品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-19</p> <p>標仕第1編 1-1-1-42</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-9</p> <p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22 (様式-5)</p>																																					
(2) 指定材料の確認	<p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p>	<p>約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22 (様式-5)</p>																																					
(3) 品質証明	<p>① 品質証明員が工事施工中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p>																																						
(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	<p>設計図書において、監督職員の立会いの上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等) 標仕第1編 1-1-1-22</p>																																					
(5) 工事施工状況の 確認(段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-6)</p>																																					
(6) 工事施工状況の 把握	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>(様式-7)</p>																																					

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																		
14	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="394 522 581 793">(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握</td> <td data-bbox="581 522 943 793"> <p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p> </td> <td data-bbox="943 522 1175 793"> <p>標仕第1編 1-1-1-20</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 793 581 1136">(8) 改造請求及び破壊による確認</td> <td data-bbox="581 793 943 1136"> <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p> </td> <td data-bbox="943 793 1175 1136"> <p>約款 第18条 (計画図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 1136 581 1675">(9) 支給材料及び貨与品の検査、引渡し</td> <td data-bbox="581 1136 943 1675"> <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貨与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貨与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p> </td> <td data-bbox="943 1136 1175 1675"> <p>約款 第16条 (支給材料及び貨与品) 標仕第1編 1-1-1-18</p> </td> </tr> </table>	(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	<p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-20</p>	(8) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>約款 第18条 (計画図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)</p>	(9) 支給材料及び貨与品の検査、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貨与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貨与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款 第16条 (支給材料及び貨与品) 標仕第1編 1-1-1-18</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1650 522 1837 793">(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握</td> <td data-bbox="1837 522 2199 793"> <p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p> </td> <td data-bbox="2199 522 2430 793"> <p>標仕第1編 1-1-1-21</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 793 1837 1136">(8) 改造請求及び破壊による確認</td> <td data-bbox="1837 793 2199 1136"> <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p> </td> <td data-bbox="2199 793 2430 1136"> <p>約款 第18条 (計画図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 1136 1837 1675">(9) 支給材料及び貨与品の検査、引渡し</td> <td data-bbox="1837 1136 2199 1675"> <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貨与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貨与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p> </td> <td data-bbox="2199 1136 2430 1675"> <p>約款 第16条 (支給材料及び貨与品) 標仕第1編 1-1-1-19</p> </td> </tr> </table>	(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	<p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-21</p>	(8) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>約款 第18条 (計画図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)</p>	(9) 支給材料及び貨与品の検査、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貨与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貨与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款 第16条 (支給材料及び貨与品) 標仕第1編 1-1-1-19</p>	<p>【変更箇所】</p> <p>項目2.(7)</p> <p>項目2.(9)</p> <p>・関連図書及び条項</p> <p>表記修正(番号)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>
(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	<p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-20</p>																			
(8) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>約款 第18条 (計画図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)</p>																			
(9) 支給材料及び貨与品の検査、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貨与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貨与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款 第16条 (支給材料及び貨与品) 標仕第1編 1-1-1-18</p>																			
(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	<p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-21</p>																			
(8) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>約款 第18条 (計画図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)</p>																			
(9) 支給材料及び貨与品の検査、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貨与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貨与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款 第16条 (支給材料及び貨与品) 標仕第1編 1-1-1-19</p>																			

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																																																												
15	<table border="1"> <tr> <td>3. 円滑な施工の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 地元対応</td> <td>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-41</td> </tr> <tr> <td>(2) 関係機関との協議・調整</td> <td>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-41</td> </tr> <tr> <td>4. その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 現場発生品の処理</td> <td>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-19</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨機の措置</td> <td>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</td> <td>約款 第27条 (臨機の措置)</td> </tr> <tr> <td>(3) 事故等に対する措置</td> <td>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-35</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事成績の評定</td> <td>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 工事完成検査等の立会</td> <td>原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会いを行う。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-25 標仕第1編 1-1-1-26 標仕第1編 1-1-1-27</td> </tr> <tr> <td>(6) 検査日の通知</td> <td>工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-25</td> </tr> </table>	3. 円滑な施工の確保			(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第1編 1-1-1-41	(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第1編 1-1-1-41	4. その他			(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編 1-1-1-19	(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	約款 第27条 (臨機の措置)	(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。	標仕第1編 1-1-1-35	(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。		(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会いを行う。	標仕第1編 1-1-1-25 標仕第1編 1-1-1-26 標仕第1編 1-1-1-27	(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。	標仕第1編 1-1-1-25	<table border="1"> <tr> <td>3. 円滑な施工の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 地元対応</td> <td>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-42</td> </tr> <tr> <td>(2) 関係機関との協議・調整</td> <td>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-42</td> </tr> <tr> <td>4. その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 現場発生品の処理</td> <td>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-20</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨機の措置</td> <td>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</td> <td>約款 第27条 (臨機の措置)</td> </tr> <tr> <td>(3) 事故等に対する措置</td> <td>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-36</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事成績の評定</td> <td>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 工事完成検査等の立会</td> <td>原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会いを行う。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-26 標仕第1編 1-1-1-27 標仕第1編 1-1-1-28</td> </tr> <tr> <td>(6) 検査日の通知</td> <td>工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-26</td> </tr> </table>	3. 円滑な施工の確保			(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第1編 1-1-1-42	(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第1編 1-1-1-42	4. その他			(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編 1-1-1-20	(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	約款 第27条 (臨機の措置)	(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。	標仕第1編 1-1-1-36	(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。		(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会いを行う。	標仕第1編 1-1-1-26 標仕第1編 1-1-1-27 標仕第1編 1-1-1-28	(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。	標仕第1編 1-1-1-26	<p>【変更箇所】 項目3.(1) 項目3.(2) 項目4.(1) 項目4.(3) 項目4.(5) 項目4.(6) ・関連図書及び条項 表記修正(番号) (標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p> <p>【変更箇所】 項目4.(5) 表記修正(送り仮名) (標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>
3. 円滑な施工の確保																																																															
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第1編 1-1-1-41																																																													
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第1編 1-1-1-41																																																													
4. その他																																																															
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編 1-1-1-19																																																													
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	約款 第27条 (臨機の措置)																																																													
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。	標仕第1編 1-1-1-35																																																													
(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。																																																														
(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会いを行う。	標仕第1編 1-1-1-25 標仕第1編 1-1-1-26 標仕第1編 1-1-1-27																																																													
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。	標仕第1編 1-1-1-25																																																													
3. 円滑な施工の確保																																																															
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第1編 1-1-1-42																																																													
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第1編 1-1-1-42																																																													
4. その他																																																															
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編 1-1-1-20																																																													
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	約款 第27条 (臨機の措置)																																																													
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。	標仕第1編 1-1-1-36																																																													
(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。																																																														
(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会いを行う。	標仕第1編 1-1-1-26 標仕第1編 1-1-1-27 標仕第1編 1-1-1-28																																																													
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。	標仕第1編 1-1-1-26																																																													

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																																																																																												
16	<p>別表1 指定材料の品質確認一覧</p> <table border="1" data-bbox="270 495 1041 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>任意の仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメント及び混和材</td> <td>セメント</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>混和材料</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメントコンクリート製品</td> <td>セメントコンクリート製品一般</td> <td>製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>コンクリート杭、コンクリート矢板</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>塗料一般</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査制度の認定混合物を除く</td> </tr> <tr> <td>場所打ち杭用レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>薬液注入剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子・肥料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かごマット</td> <td>鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)</td> </tr> <tr> <td>袋型根固め用袋材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川護岸用吸い出し防止材(シート)</td> <td>引張強度 9.8kN/m以上</td> </tr> <tr> <td>遮水シートB</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表で日本下水道協会規格(JSWAS)製品はJISマーク表示品に準じて扱う。 2 上表のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、確認すること。 (監督行為: 受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに、監督員が確認する。)</p>	区分	確認材料名	摘要	鋼材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)		鋼製ぐい及び鋼矢板	任意の仮設材は除く	セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示品以外	混和材料	JIS マーク表示品以外	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外	塗料	塗料一般		その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外	薬液注入剤		種子・肥料		薬剤		かごマット	鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)	袋型根固め用袋材		河川護岸用吸い出し防止材(シート)	引張強度 9.8kN/m以上	遮水シートB		現場発生品		<p>別表1 指定材料の品質確認一覧</p> <table border="1" data-bbox="1504 495 2276 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメント及び混和材</td> <td>セメント</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>混和材料</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメントコンクリート製品</td> <td>セメントコンクリート製品一般</td> <td>製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>コンクリート杭、コンクリート矢板</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>塗料一般</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査制度の認定混合物を除く</td> </tr> <tr> <td>場所打ち杭用レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>薬液注入剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子・肥料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かごマット</td> <td>鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)</td> </tr> <tr> <td>袋型根固め用袋材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川護岸用吸い出し防止材(シート)</td> <td>引張強度 9.8kN/m以上</td> </tr> <tr> <td>遮水シートB</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表で日本下水道協会規格(JSWAS)製品はJISマーク表示品に準じて扱う。 2 上表のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、確認すること。 (監督行為: 受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに、監督員が確認する。)</p>	区分	確認材料名	摘要	鋼材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)		鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く	セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示品以外	混和材料	JIS マーク表示品以外	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外	塗料	塗料一般		その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外	薬液注入剤		種子・肥料		薬剤		かごマット	鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)	袋型根固め用袋材		河川護岸用吸い出し防止材(シート)	引張強度 9.8kN/m以上	遮水シートB		現場発生品		<p>表現の適正化 (土木工事標準仕様書その1との整合を図る)</p> <p>表中の変更箇所 【鋼材】 ・鋼製ぐい及び鋼矢板 「任意の」を削除</p>
区分	確認材料名	摘要																																																																																													
鋼材	構造用圧延鋼材																																																																																														
	プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)																																																																																														
	鋼製ぐい及び鋼矢板	任意の仮設材は除く																																																																																													
セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示品以外																																																																																													
	混和材料	JIS マーク表示品以外																																																																																													
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外																																																																																													
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外																																																																																													
塗料	塗料一般																																																																																														
その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外																																																																																													
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く																																																																																													
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外																																																																																													
	薬液注入剤																																																																																														
	種子・肥料																																																																																														
	薬剤																																																																																														
	かごマット	鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)																																																																																													
	袋型根固め用袋材																																																																																														
	河川護岸用吸い出し防止材(シート)	引張強度 9.8kN/m以上																																																																																													
	遮水シートB																																																																																														
現場発生品																																																																																															
区分	確認材料名	摘要																																																																																													
鋼材	構造用圧延鋼材																																																																																														
	プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)																																																																																														
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く																																																																																													
セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示品以外																																																																																													
	混和材料	JIS マーク表示品以外																																																																																													
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外																																																																																													
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外																																																																																													
塗料	塗料一般																																																																																														
その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外																																																																																													
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く																																																																																													
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外																																																																																													
	薬液注入剤																																																																																														
	種子・肥料																																																																																														
	薬剤																																																																																														
	かごマット	鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)																																																																																													
	袋型根固め用袋材																																																																																														
	河川護岸用吸い出し防止材(シート)	引張強度 9.8kN/m以上																																																																																													
	遮水シートB																																																																																														
現場発生品																																																																																															

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																																																																																																																																										
17	<p>別表2(1) 段階確認・臨時検査一覧(一般土木工事)</p> <p>一般：一般監督 重点：重点監督</p> <p>1 / 7</p> <table border="1" data-bbox="281 672 1210 1864"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回/1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)</td> <td></td> <td>路床盛土工ブルーローリング実施時 下層路盤(100m²以上)完了時※1</td> <td>ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工事 1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>下層路盤(100m²以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工(上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m²以上の舗装単独工事)完了時※1</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>上層路盤(100m²以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時※1</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回/1工事 重点：1回/100m</td> <td>・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ</td> <td>一般：1回/1工事 重点：1回/100m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サドマット</td> <td></td> <td>処理完了時※1</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回/1工事 重点：1回/100m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バーナドレン工</td> <td>サドドレン 袋詰式サドドレン ペーパードレン等</td> <td>施工時 施工完了時※1</td> <td>使用材料、打込長さ 施工位置、杭径</td> <td>一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本</td> <td>・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サドコバクショパイル</td> <td>施工時 施工完了時※1</td> <td>使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本</td> <td>・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰パイル 薬液注入</td> <td>施工時 施工完了時※1 施工時</td> <td>使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量</td> <td>一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/20本 重点：1回/10本</td> <td>・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事		河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎		道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		路床盛土工ブルーローリング実施時 下層路盤(100m ² 以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工事 1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m ² 以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事	舗装工(上層路盤)		上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事	安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m		サドマット		処理完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m		バーナドレン工	サドドレン 袋詰式サドドレン ペーパードレン等	施工時 施工完了時※1	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	締固め改良工	サドコバクショパイル	施工時 施工完了時※1	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時※1 施工時	使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/20本 重点：1回/10本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	<p>別表2(1) 段階確認・臨時検査一覧(一般土木工事)</p> <p>【注意】一覧は、あくまでも例であって、完成時に主たる工種の出来形・品質・出来ばえの確認が必要となるものについては、甲乙協議の上、臨時検査・段階確認を実施する。</p> <p>一般：一般監督 重点：重点監督</p> <p>1 / 7</p> <table border="1" data-bbox="1552 672 2481 1864"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>施工時 設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回/1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)</td> <td></td> <td>路床盛土工ブルーローリング実施時 下層路盤(100m²以上)完了時※1</td> <td>ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工事 1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>下層路盤(100m²以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工(上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m²以上の舗装単独工事)完了時※1</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>上層路盤(100m²以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時※1</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回/1工事 重点：1回/100m</td> <td>・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ</td> <td>一般：1回/1工事 重点：1回/100m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サドマット</td> <td></td> <td>処理完了時※1</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回/1工事 重点：1回/100m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バーナドレン工</td> <td>サドドレン 袋詰式サドドレン ペーパードレン等</td> <td>施工時 施工完了時※1</td> <td>使用材料、打込長さ 施工位置、杭径</td> <td>一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本</td> <td>・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サドコバクショパイル</td> <td>施工時 施工完了時※1</td> <td>使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本</td> <td>・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰パイル 薬液注入</td> <td>施工時 施工完了時※1 施工時</td> <td>使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量</td> <td>一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/20本 重点：1回/10本</td> <td>・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		施工時 設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事		河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎		道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		路床盛土工ブルーローリング実施時 下層路盤(100m ² 以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工事 1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m ² 以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事	舗装工(上層路盤)		上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事	安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m		サドマット		処理完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m		バーナドレン工	サドドレン 袋詰式サドドレン ペーパードレン等	施工時 施工完了時※1	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	締固め改良工	サドコバクショパイル	施工時 施工完了時※1	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時※1 施工時	使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/20本 重点：1回/10本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	<p>表現の適正化 (注意書きの追加)</p> <p>表中の変更箇所 【指定仮設工】 ・確認時期に、施工時を追加</p>
種別	細別			段階確認				臨時検査																																																																																																																																					
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																									
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事																																																																																																																																									
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎																																																																																																																																									
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		路床盛土工ブルーローリング実施時 下層路盤(100m ² 以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工事 1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m ² 以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事																																																																																																																																								
舗装工(上層路盤)		上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事																																																																																																																																								
安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																								
置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m																																																																																																																																									
サドマット		処理完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m																																																																																																																																									
バーナドレン工	サドドレン 袋詰式サドドレン ペーパードレン等	施工時 施工完了時※1	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																								
締固め改良工	サドコバクショパイル	施工時 施工完了時※1	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																								
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時※1 施工時	使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/20本 重点：1回/10本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																								
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																								
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																									
指定仮設工		施工時 設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事																																																																																																																																									
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎																																																																																																																																									
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		路床盛土工ブルーローリング実施時 下層路盤(100m ² 以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工事 1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m ² 以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事																																																																																																																																								
舗装工(上層路盤)		上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外)1回/1工事																																																																																																																																								
安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																								
置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m																																																																																																																																									
サドマット		処理完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m																																																																																																																																									
バーナドレン工	サドドレン 袋詰式サドドレン ペーパードレン等	施工時 施工完了時※1	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																								
締固め改良工	サドコバクショパイル	施工時 施工完了時※1	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																								
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時※1 施工時	使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/200本 重点：1回/100本 一般：1回/20本 重点：1回/10本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																								

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																																																																																																																																																																		
18	<p style="text-align: center;">一般：一般監督 重点：重点監督 2 / 7</p> <table border="1" data-bbox="296 541 1151 1579"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">矢板工 (任意仮設を除く)</td> <td rowspan="2">鋼矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚</td> <td rowspan="4">・矢板工完了時 (笠コンの設置で基準高、変位の確認が出来ないものに限る)</td> </tr> <tr> <td>打込完了時※1</td> <td>基準高、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本</td> </tr> <tr> <td>打込完了時※1</td> <td>基準高、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">既製杭工</td> <td rowspan="2">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> <td rowspan="6">・杭工完了時</td> </tr> <tr> <td>打込完了時(打込杭)※1</td> <td>基準高、偏心量、傾斜</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">掘削完了時(中堀杭)</td> <td>掘削完了時(中堀杭)</td> <td>掘削長さ、杭の先端土質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工完了時(中堀杭)※1</td> <td>基準高、偏心量、傾斜</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">場所打杭工</td> <td rowspan="4">リバース杭 オルカンク杭 アースリル杭 大口径杭</td> <td>掘削完了時</td> <td>掘削長さ、傾斜、支持地盤</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> <td rowspan="4">・杭工完了時</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物</td> </tr> <tr> <td>施工完了時※1</td> <td>基準高、偏心量、杭径</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">深礎工</td> <td rowspan="5"></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> <td rowspan="5">・深礎杭完了時</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時</td> <td>長さ、支持地盤、傾斜</td> <td>一般：1回/3本 重点：全数</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回/1本</td> </tr> <tr> <td>施工完了時※1</td> <td>基準高、偏心量、径</td> <td>一般：1回/3本 重点：全数</td> </tr> <tr> <td>グラウト注入時</td> <td>使用材料、使用量</td> <td>一般：1回/3本 重点：全数</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	・矢板工完了時 (笠コンの設置で基準高、変位の確認が出来ないものに限る)	打込完了時※1	基準高、変位		鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本	打込完了時※1	基準高、変位		既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・杭工完了時	打込完了時(打込杭)※1	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	掘削完了時(中堀杭)	掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質		施工完了時(中堀杭)※1	基準高、偏心量、傾斜		杭頭処理完了時※1	杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本				場所打杭工	リバース杭 オルカンク杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、傾斜、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・杭工完了時	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物	施工完了時※1	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	・深礎杭完了時	掘削完了時	長さ、支持地盤、傾斜	一般：1回/3本 重点：全数	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本	施工完了時※1	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数	グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数	<p style="text-align: center;">一般：一般監督 重点：重点監督 2 / 7</p> <table border="1" data-bbox="1558 541 2412 1579"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">矢板工 (仮設を除く)</td> <td rowspan="2">鋼矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚</td> <td rowspan="4">・矢板工完了時 (笠コンの設置で基準高、変位の確認が出来ないものに限る)</td> </tr> <tr> <td>打込完了時※1</td> <td>基準高、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本</td> </tr> <tr> <td>打込完了時※1</td> <td>基準高、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">既製杭工</td> <td rowspan="2">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> <td rowspan="6">・杭工完了時</td> </tr> <tr> <td>打込完了時(打込杭)※1</td> <td>基準高、偏心量、傾斜</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">掘削完了時(中堀杭)</td> <td>掘削完了時(中堀杭)</td> <td>掘削長さ、杭の先端土質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工完了時(中堀杭)※1</td> <td>基準高、偏心量、傾斜</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">場所打杭工</td> <td rowspan="4">リバース杭 オルカンク杭 アースリル杭 大口径杭</td> <td>掘削完了時</td> <td>掘削長さ、傾斜、支持地盤</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> <td rowspan="4">・杭工完了時</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物</td> </tr> <tr> <td>施工完了時※1</td> <td>基準高、偏心量、杭径</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">深礎工</td> <td rowspan="5"></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> <td rowspan="5">・深礎杭完了時</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時</td> <td>長さ、支持地盤、傾斜</td> <td>一般：1回/3本 重点：全数</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回/1本</td> </tr> <tr> <td>施工完了時※1</td> <td>基準高、偏心量、径</td> <td>一般：1回/3本 重点：全数</td> </tr> <tr> <td>グラウト注入時</td> <td>使用材料、使用量</td> <td>一般：1回/3本 重点：全数</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	・矢板工完了時 (笠コンの設置で基準高、変位の確認が出来ないものに限る)	打込完了時※1	基準高、変位		鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本	打込完了時※1	基準高、変位		既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・杭工完了時	打込完了時(打込杭)※1	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	掘削完了時(中堀杭)	掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質		施工完了時(中堀杭)※1	基準高、偏心量、傾斜		杭頭処理完了時※1	杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本				場所打杭工	リバース杭 オルカンク杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、傾斜、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・杭工完了時	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物	施工完了時※1	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	・深礎杭完了時	掘削完了時	長さ、支持地盤、傾斜	一般：1回/3本 重点：全数	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本	施工完了時※1	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数	グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数	<p>表現の適正化</p> <p>表中の変更箇所</p> <p>【矢板工】 ・種別()内の文章から、「任意」を削除</p>
種別	細別			段階確認				臨時検査																																																																																																																																																													
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																																	
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	・矢板工完了時 (笠コンの設置で基準高、変位の確認が出来ないものに限る)																																																																																																																																																																
		打込完了時※1	基準高、変位																																																																																																																																																																		
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本																																																																																																																																																																	
		打込完了時※1	基準高、変位																																																																																																																																																																		
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・杭工完了時																																																																																																																																																																
		打込完了時(打込杭)※1	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																	
	掘削完了時(中堀杭)	掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質																																																																																																																																																																		
		施工完了時(中堀杭)※1	基準高、偏心量、傾斜																																																																																																																																																																		
	杭頭処理完了時※1	杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																	
場所打杭工	リバース杭 オルカンク杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、傾斜、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・杭工完了時																																																																																																																																																																
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物																																																																																																																																																																	
		施工完了時※1	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																	
		杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																	
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	・深礎杭完了時																																																																																																																																																																
		掘削完了時	長さ、支持地盤、傾斜	一般：1回/3本 重点：全数																																																																																																																																																																	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本																																																																																																																																																																	
		施工完了時※1	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数																																																																																																																																																																	
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数																																																																																																																																																																	
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																																																
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																																	
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	・矢板工完了時 (笠コンの設置で基準高、変位の確認が出来ないものに限る)																																																																																																																																																																
		打込完了時※1	基準高、変位																																																																																																																																																																		
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本																																																																																																																																																																	
		打込完了時※1	基準高、変位																																																																																																																																																																		
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・杭工完了時																																																																																																																																																																
		打込完了時(打込杭)※1	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																	
	掘削完了時(中堀杭)	掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質																																																																																																																																																																		
		施工完了時(中堀杭)※1	基準高、偏心量、傾斜																																																																																																																																																																		
	杭頭処理完了時※1	杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																	
場所打杭工	リバース杭 オルカンク杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、傾斜、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・杭工完了時																																																																																																																																																																
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物																																																																																																																																																																	
		施工完了時※1	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																	
		杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																	
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	・深礎杭完了時																																																																																																																																																																
		掘削完了時	長さ、支持地盤、傾斜	一般：1回/3本 重点：全数																																																																																																																																																																	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本																																																																																																																																																																	
		施工完了時※1	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数																																																																																																																																																																	
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数																																																																																																																																																																	

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由																																																																																																																																																				
24	<p>別表2(2) 段階確認・臨時検査一覧(港湾工事)</p> <p style="text-align: right;">一般：一般監督 重点：重点監督 1 / 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床堀工</td> <td></td> <td>構造物設置前 床堀完了時</td> <td>床堀区域の水深(底面、法面)</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工</td> <td>均し</td> <td>均し完了時※1</td> <td>延長、天端幅、均し面高さ出来形図</td> <td>1回/1工事</td> <td>・均し完了後</td> </tr> <tr> <td>ケソ工</td> <td></td> <td>鉄筋組立完了時</td> <td>施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料</td> <td>20%程度</td> <td>・製作完了後、据付後</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製作完了後、据付後</td> </tr> <tr> <td>ブロッ工</td> <td></td> <td>ブロッ製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロッ据付前</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回/1工事</td> <td>ブロッ据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)</td> </tr> <tr> <td>裏込工</td> <td>均し</td> <td>防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1</td> <td>延長、天端幅、均し面高さ出来形図</td> <td>1回/1工事</td> <td>・裏込工完了時</td> </tr> <tr> <td>裏埋工</td> <td></td> <td>(埋戻し前) 裏埋完了時</td> <td>地盤高、使用材料</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)</td> <td>1回/1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控工</td> <td>タイ材</td> <td>定着ナットと締め付け状況</td> <td>締め付け状況</td> <td>1回/1工事</td> <td>控工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装工(エプロン、コンテナヤード等)</td> <td>下層路盤</td> <td>下層路盤(100m²以上)完了時※1</td> <td>ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>下層路盤(100m²以上) ・完了時 1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>上層路盤</td> <td>上層路盤(100m²以上の舗装単独工事)完了時※1</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>上層路盤(100m²以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1 臨時検査を実施する場合は、臨時検査を実施する部分(回数、工区)の段階確認を省略することができる。 ※2 応急工事等、進捗を急ぐ必要がある工事については、検査職員の了解を得て臨時検査を監督員の段階確認とすることができる。 ※3 危険箇所、狭い場所、応急工事等、現地計測・目視確認が困難な場合は、臨時検査・段階確認を書類、写真、遠隔カメラ等を用いた机上検査・机上確認とすることができる。 ※4 一般監督：重点監督以外の工事 ・重点監督：下記の工事 イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事 ロ 施工条件が厳しい工事 ハ 第三者に対する影響のある工事 ニ その他</p>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	床堀工		構造物設置前 床堀完了時	床堀区域の水深(底面、法面)	適宜		基礎工	均し	均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・均し完了後	ケソ工		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度	・製作完了後、据付後	鉄骨工					・製作完了後、据付後	ブロッ工		ブロッ製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロッ据付前	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事	ブロッ据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)	裏込工	均し	防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・裏込工完了時	裏埋工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適宜		汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)	1回/1工事		控工	タイ材	定着ナットと締め付け状況	締め付け状況	1回/1工事	控工完了時	舗装工(エプロン、コンテナヤード等)	下層路盤	下層路盤(100m ² 以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m ² 以上) ・完了時 1回/1工事	上層路盤	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事	<p>別表2(2) 段階確認・臨時検査一覧(港湾工事)</p> <p style="text-align: right;">一般：一般監督 重点：重点監督 1 / 1</p> <p style="color: red; font-size: small; margin-top: 10px;">【注意】 一覧は、あくまでも例であって、完成時に主たる工種の出来形・品質・出来ばえの確認に必要となるものについては、甲乙協議の上、臨時検査・段階確認を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床堀工</td> <td></td> <td>構造物設置前 床堀完了時</td> <td>床堀区域の水深(底面、法面)</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工</td> <td>均し</td> <td>均し完了時※1</td> <td>延長、天端幅、均し面高さ出来形図</td> <td>1回/1工事</td> <td>・均し完了後</td> </tr> <tr> <td>ケソ工</td> <td></td> <td>鉄筋組立完了時</td> <td>施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料</td> <td>20%程度</td> <td>・製作完了後、据付後</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製作完了後、据付後</td> </tr> <tr> <td>ブロッ工</td> <td></td> <td>ブロッ製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロッ据付前</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回/1工事</td> <td>ブロッ据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)</td> </tr> <tr> <td>裏込工</td> <td>均し</td> <td>防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1</td> <td>延長、天端幅、均し面高さ出来形図</td> <td>1回/1工事</td> <td>・裏込工完了時</td> </tr> <tr> <td>裏埋工</td> <td></td> <td>(埋戻し前) 裏埋完了時</td> <td>地盤高、使用材料</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)</td> <td>1回/1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控工</td> <td>タイ材</td> <td>定着ナットと締め付け状況</td> <td>締め付け状況</td> <td>1回/1工事</td> <td>控工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装工(エプロン、コンテナヤード等)</td> <td>下層路盤</td> <td>下層路盤(100m²以上)完了時※1</td> <td>ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>下層路盤(100m²以上) ・完了時 1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>上層路盤</td> <td>上層路盤(100m²以上の舗装単独工事)完了時※1</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>上層路盤(100m²以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1 臨時検査を実施する場合は、臨時検査を実施する部分(回数、工区)の段階確認を省略することができる。 ※2 応急工事等、進捗を急ぐ必要がある工事については、検査職員の了解を得て臨時検査を監督員の段階確認とすることができる。 ※3 危険箇所、狭い場所、応急工事等、現地計測・目視確認が困難な場合は、臨時検査・段階確認を書類、写真、遠隔カメラ等を用いた机上検査・机上確認とすることができる。 ※4 一般監督：重点監督以外の工事 ・重点監督：下記の工事 イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事 ロ 施工条件が厳しい工事 ハ 第三者に対する影響のある工事 ニ その他</p>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	床堀工		構造物設置前 床堀完了時	床堀区域の水深(底面、法面)	適宜		基礎工	均し	均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・均し完了後	ケソ工		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度	・製作完了後、据付後	鉄骨工					・製作完了後、据付後	ブロッ工		ブロッ製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロッ据付前	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事	ブロッ据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)	裏込工	均し	防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・裏込工完了時	裏埋工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適宜		汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)	1回/1工事		控工	タイ材	定着ナットと締め付け状況	締め付け状況	1回/1工事	控工完了時	舗装工(エプロン、コンテナヤード等)	下層路盤	下層路盤(100m ² 以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m ² 以上) ・完了時 1回/1工事	上層路盤	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事	<p>表現の適正化 (注意書きの追加)</p>
種別	細別			段階確認				臨時検査																																																																																																																																															
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																			
床堀工		構造物設置前 床堀完了時	床堀区域の水深(底面、法面)	適宜																																																																																																																																																			
基礎工	均し	均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・均し完了後																																																																																																																																																		
ケソ工		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度	・製作完了後、据付後																																																																																																																																																		
鉄骨工					・製作完了後、据付後																																																																																																																																																		
ブロッ工		ブロッ製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロッ据付前	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事	ブロッ据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)																																																																																																																																																		
裏込工	均し	防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・裏込工完了時																																																																																																																																																		
裏埋工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適宜																																																																																																																																																			
汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)	1回/1工事																																																																																																																																																			
控工	タイ材	定着ナットと締め付け状況	締め付け状況	1回/1工事	控工完了時																																																																																																																																																		
舗装工(エプロン、コンテナヤード等)	下層路盤	下層路盤(100m ² 以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m ² 以上) ・完了時 1回/1工事																																																																																																																																																		
	上層路盤	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事																																																																																																																																																		
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																																		
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																			
床堀工		構造物設置前 床堀完了時	床堀区域の水深(底面、法面)	適宜																																																																																																																																																			
基礎工	均し	均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・均し完了後																																																																																																																																																		
ケソ工		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度	・製作完了後、据付後																																																																																																																																																		
鉄骨工					・製作完了後、据付後																																																																																																																																																		
ブロッ工		ブロッ製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロッ据付前	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事	ブロッ据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)																																																																																																																																																		
裏込工	均し	防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・裏込工完了時																																																																																																																																																		
裏埋工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適宜																																																																																																																																																			
汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)	1回/1工事																																																																																																																																																			
控工	タイ材	定着ナットと締め付け状況	締め付け状況	1回/1工事	控工完了時																																																																																																																																																		
舗装工(エプロン、コンテナヤード等)	下層路盤	下層路盤(100m ² 以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m ² 以上) ・完了時 1回/1工事																																																																																																																																																		
	上層路盤	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m ² 以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事																																																																																																																																																		

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由
(R1:61)	<p>5. 交通誘導員の配置確認について(通知) (平成23年3月22日技第1028号)</p> <p style="text-align: right;">技第 1028 号 平成23年3月22日</p> <p>土木部内関係課長 様 地域振興局土木部関係部(所)長 様 流域下水道事務所長 様 交通政策局関係課長 様 農林水産部漁港課長 様</p> <p style="text-align: right;">土木部技術管理課長</p> <p style="text-align: center;">交通誘導員の配置確認について(通知)</p> <p>交通誘導員を計上する工事については、施工管理の一環として下記により実施するので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交通誘導員の勤務実績の提出 特記仕様書の施工条件総括表の明示項目「IV安全対策関係」の施工条件「④交通安全施設等の指定あり」の欄の「・交通誘導員」の事項に『(勤務実績提出の必要あり)』を明示する。(別添1の施工条件総括表参照) また、請負者に別添2の『交通誘導員勤務実績表』を提出させる。</p> <p>2 工事施工時の確認 施工プロセスチェックリストに交通誘導員の配置確認項目を設定したので、施工時に状況を確認する。(別添3、別添4を参照)</p> <p>3 適用 平成23年4月1日以降入札の公告または入札の通知を行う工事から適用する。</p> <p style="text-align: right;">担当：技術管理課 工事検査室 高橋 TEL(内線)3422</p>		<p>削除 (近年の国の実施状況を踏まえて削除)</p>

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由
(R1:P88)	<p>9. 高炉セメントを使用した生コンクリートの現場養生した 供試体の圧縮強度試験について (通知) (平成14年12月26日 事務連絡)</p> <p style="text-align: right;">平成14年12月26日</p> <p>土木工事検査員(監)様 工務課長様</p> <p style="text-align: right;">工事検査室長</p> <p>高炉セメントを使用した生コンクリートの現場養生した供試体の 圧縮強度試験について(通知)</p> <p>標記について、冬期などの低温状況下では強度の発現性は低下し、材齢28日の圧縮強度は呼び強度に達しないという傾向があります。そこで、当面向記のとおり対応することとしたので事務所職員に周知してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 現場養生による供試体の圧縮強度試験は、当該コンクリート構造物の所要強度が発現したと思われる段階で(シュミットハンマー等で確認)圧縮強度試験を実施する。</p> <p>2. 標準養生による供試体の圧縮強度試験は、従来通りとする。</p> <p>「参考資料」 参考資料-1 高炉セメントを用いた生コンクリートの注意事項について(新潟県生コンクリート工業組合) 参考資料-2 現場コンクリートのあれこれ((社)セメント協会)</p>		<p>削除 (平成31年2月18日付け技1036号で廃止されている文書のため)</p>

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由
(R1:90)	<p>11. 鉄筋コンクリート用棒鋼（異形棒鋼）について（通知） （平成19年6月12日 技第1007号）</p> <p style="text-align: right;">技第 1007 号 平成19年6月12日</p> <p>土木部関係課長 様 流域下水道事務所長 様 地域振興局土木部関係部（所）長 様 交通政策局関係課長 様 地域振興局交通政策局関係事務所（副部）長 様</p> <p style="text-align: center;">土 木 部 長</p> <p>鉄筋コンクリート用棒鋼（異形棒鋼）について（通知）</p> <p>土木工事における建設資材の品質管理について、一層の充実を図るため、別紙のとおり定めたので通知します。 ついては、平成19年7月1日より実施する。</p> <p style="text-align: center;">担当：工事検査室佐野土木工事検査監 TEL：025-280-5390</p>		<p>削除 （近年の国の実施状況を踏まえて削除）</p>

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	【改定案(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	改定理由
(R1:91)	<p>(別紙) 鉄筋コンクリート用棒鋼(異形棒鋼)の取扱について</p> <div data-bbox="468 499 1142 877" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 使用鋼材の品質確認方法</p> <p>(1) 設計図書に表示された品質であることを確認するため、使用する製品についてはミルシートの提出を求め事前に審査を行う。</p> <p>(2) 重要構造物に係る主鉄筋については、上記(1)に加え下記の検査を実施のうえ提出させるものとする。</p> <p>①検査項目は、引張試験及び曲げ試験とする。試験本数は各3本とする。</p> <p>②試験頻度は、規格・径毎に実施する。1規格の重量が1トン未満の場合はその規格については、試験を省略できる。</p> <p>③コンクリート2次製品の鉄筋は除外する。</p> <p>④試験片の採取については、主任技術者又は監理技術者が立ち合うものとする。</p> <p>⑤試験は公的機関等で実施する。</p> </div> <p>(1) について 土木工事標準仕様書1-1-21に基づき資料を事前に提出させ、確認を行うものとする。</p> <p>(2) について</p> <p>①重要構造物とは、鉄筋コンクリート構造物として応力計算を実施しているもの。</p> <p>②主鉄筋のみとする。</p> <p>③検査項目は、JISの規定による降伏点、引張強さ、伸び及び曲げ性を求めるものとする。</p> <p>なお、試験結果はJISG3112に基づくものとする。</p> <p>④公的機関等とは、(財)新潟県建設技術センター、新潟県工業技術総合研究所及び県内の大学とする。</p> <p>2 JIS製品以外の取扱</p> <div data-bbox="468 1312 1142 1396" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>土木工事標準仕様書1-1-21の規定に基づく「同等以上の品質を有するもの」の保証を行い、使用するものとする。</p> </div> <p>保証方法としては、以下を参考としてよい。</p> <p>(1) JISG3112に基づくメーカーの社内検査結果(ミルシート)についての事前審査を行う。</p> <p>(2) JIS製品の認定が無いため、これに代わる証明方法として公的機関等による証明書を添付させる。</p> <p>①試験内容は、原則として引張試験及び曲げ試験とする。</p> <p>なお、試験結果に疑問がある場合は、化学分析(製品分析)を追加する。</p> <p>②試験頻度は、使用する10ロットにつき1回を標準とする。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のデータに異常が認められる場合は、メーカーに対してQC資料(管理図等)の提出を求める。</p> <p>【試験頻度の考え方】</p> <p>一般的に、電炉では1日当たり13~15バッチ程度の生産量である。</p> <p>概ね1日生産に対して1回の試験頻度となり、工場としての品質管理が実施されておれば充分判断が可能と考える。</p>		<p>削除 (近年の国の実施状況を踏まえて削除)</p>